

鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第264号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1号中「第7条又は第8条」を「第8条又は第9条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「規則第4条に規定する補助金の交付申請を受理した」を「前条の申請があった」に改め、「、規則第5条及び第15条の規定に基づき」を削り、「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、子牛登記書の写し又は登録証明書の写し及びせり市計算書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

別記第2号様式中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第1号様式中「（第7条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とし、附則の次に次の1様式を加える。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所（所在地）

氏名（代表者名）

鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業補助金交付申請書

鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市優良繁殖雌牛改良促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 子牛登記書の写し又は登録証明書の写し
- (2) せり市計算書の写し

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。